



核兵器廃絶の見通しは依然として立たないばかりか、逆に核兵器を巡る状況は複雑化している。核兵器不拡散条約（NPT）上の5核兵器国（中国、フランス、ロシア、英国、米国）およびその他の核保有国（インド、イスラエル、パキスタン）からは、核兵器の放棄に向けた具体的な動きは見られない。こうした状況に不満を強める非核兵器国は核兵器の法的禁止を追求し、これに消極的な核兵器国、その他の核保有国、ならびに核兵器国と同盟関係にある非核兵器国（核傘下国）との間の亀裂が深まっている。イランの核問題は解決に向けて大きな前進がみられるが、NPT脱退を表明した北朝鮮はこれまでに5回の核爆発実験を実施し、活発な弾道ミサイル開発を続けるとともに、核威嚇を繰り返している。原子力平和利用に対する関心の高まりは核不拡散や核セキュリティへのリスクを高めかねず、新たに核兵器の取得に関心を持つ国が出現する可能性、さらにはグローバル化の進展とも相まって、非国家主体による核兵器の取得・使用が現実となる可能性も排除できない。核軍縮、核不拡散、核セキュリティの一層の推進・強化が求められているにもかかわらず、それらに関する多くの措置が停滞を余儀なくされているという状況が続いている。

こうした中、核兵器の廃絶に向けた取組を進めるにあたっては、まずは核軍縮、核不拡散、核セキュリティに関する具体的な措置と、これらへの各國の取組の現状と問題点を明らかにすることが必要となる。これらを調査・分析し、人類史上初の核兵器の惨劇に見舞われた広島から発信することにより、政策決定者、専門家及び市民社会における議論を喚起し、核兵器のない世界に向けた様々な動きを後押しすることが、『ひろしまレポート 2017年版—核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る 2016年の動向』の目的である。

評価項目 (64 項目)	<ul style="list-style-type: none">核軍縮 31 項目（核兵器保有数、国連総会での投票行動等）核不拡散 17 項目（NPTへの加盟、IAEAへの協力等）核セキュリティ 16 項目（核物質の保有量、関連条約への加入等）
対象国 (36 カ国)	<ul style="list-style-type: none">NPT 上の核兵器国：中国、フランス、ロシア、英国、米国NPT 非締約国：インド、イスラエル、パキスタン非核兵器国：豪州、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、チリ、エジプト、ドイツ、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ナイジェリア、ノルウェー、フィリピン、ポーランド、サウジアラビア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、シリア、トルコ、アラブ首長国連邦 (UAE)その他：北朝鮮*

* NPT 締約国は、1993 年及び 2003 年の北朝鮮による NPT 脱退宣言に対して同国の条約上の地位に関する解釈を明確にしていない一方で、北朝鮮は 2006 年、2009 年、2013 年、2016 年（2 回）の 5 回にわたって核爆発実験を行い、核兵器の保有を明言しているため、「その他」として整理した。

2016 年の核軍縮、核不拡散及び核セキュリティに係る調査対象国の動向（概要）及び評価は以下のとおりである。各分野のグラフは、評価基準（『ひろしまレポート』本編第 2 部に掲載）に基づき各國の取組や動向を採点した結果を表したものである。

1. 核軍縮

冷戦終結以降、核兵器の数は削減されてきたものの、依然として世界には約1万5,395発の核兵器が存在し、核兵器（保有）国は核戦力の近代化を継続している。核軍縮の停滞は2016年も続いた。米露間の核兵器削減交渉の開始、あるいはロシアの中距離核戦力（INF）条約違反疑惑の解決に向けた糸口は見えない。包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効や兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）の即時交渉開始の見通しも立っていない。核兵器の役割低減に係る取組にもほとんど進展は見られなかった。

他方、核兵器の法的禁止を求める主張はさらなる高まりを見せ、2016年の国連総会で採択された決議により、核兵器を禁止する法的拘束力のある文書を交渉する国連の会議が2017年に開催されることが決定した。しかしながら、これを推進する多くの非核兵器国と、反対あるいは慎重な意見を持つ核兵器国、並びに米国と同盟関係にある非核兵器国（核傘下国）の間の亀裂は拡大している。

（1）核兵器の保有数（推計）

- ・総数としては約1万5,395発と減少しているものの、削減のペースは鈍化している。

（2）核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント

- ・「多国間核軍縮交渉の前進に関するオープンエンド作業部会（OEWG）」が開催された。
- ・OEWGの勧告に基づき、核兵器を禁止する法的拘束力のある文書を交渉する国連の会議を2017年に開催するとの国連総会決議が採択された。多くの核兵器（保有）国及び核傘下国は反対票を投じた。
- ・日本が主導して提案・採択された国連総会決議「核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動」に、米国は共同締約国として賛成したが、は中露などが反対し、英仏などが棄権した。

（3）核兵器の削減

- ・米露は新戦略兵器削減条約（新START）の履行を継続しているが、戦略・非戦略核兵器の一層の削減に向けた交渉が開始される見通しは立っていない。
- ・米国が模索したとされる新STARTの期限延長は実現しなかった。
- ・ロシアによるINF条約違反疑惑は解消されていない（ロシアは疑惑を否定）。
- ・核兵器（保有）国は核戦力の近代化を引き続き検討あるいは積極的に推進している。なかでも北朝鮮は、2016年に2回の核実験と20回以上の弾道ミサイル発射実験を実施し、核弾頭の小型化にも言及した。

（4）国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減

- ・米国は核兵器の先行不使用政策の採用を検討したとされるが、国内及び同盟国の異論も強く、実現には至らなかった。

- ・国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割、「唯一の目的」や先行不使用、消極的安全保証、拡大抑止のいずれについても各国の政策に顕著な変化は見られなかった。

- ・北朝鮮は、日米韓に対する核先制攻撃の威嚇を繰り返した。
- ・緊張が高まる欧州において、米露がそれぞれ戦略核戦力を用いた演習などを実施した。

（5）警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大限化

- ・核兵器（保有）国の政策に変化はなく、米露の戦略核兵器も依然として高い警戒態勢の下に置かれたままである。

（6）包括的核実験禁止条約（CTBT）

- ・条約発効要件国のうち、5カ国（中国、エジプト、イラン、イスラエル、米国）の未批准、並びに3カ国（インド、パキスタン、北朝鮮）の未署名が続いている。
- ・CTBTの発効促進などを求めた国連安保理決議2310が、米国のイニシアティブにより9月に採択された。
- ・CTBT署名20周年閣僚級会議（6月）、及び第8回CTBTフレンズ外相会議（9月）が開催された。
- ・北朝鮮が4回目（1月）及び5回目（9月）の核実験を実施し、核弾頭の小型化を喧伝した。

（7）兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）

- ・ジュネーブ軍縮会議（CD）では2016年も、FMCT交渉を開始できなかった。
- ・2017年及び2018年にハイレベルFMCT専門家準備グループを設置するよう求める国連総会決議が採択された。
- ・中国、インド、イスラエル、パキスタン及び北朝鮮は、兵器用核分裂性物質の生産モラトリアムを宣言していない。

(8) 核戦力、兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクト

リンの透明性

- 米国は2016年の核兵器の保有数（廃棄待ちの核弾頭を含まない）、並びに廃棄数を公表した。

(9) 核兵器削減の検証

- 米国のイニシアティブで発足した「核軍縮検証のための国際パートナーシップ（IPNDV）」に26カ国が参加し、東京及びアブダビで全体会合が開催された。

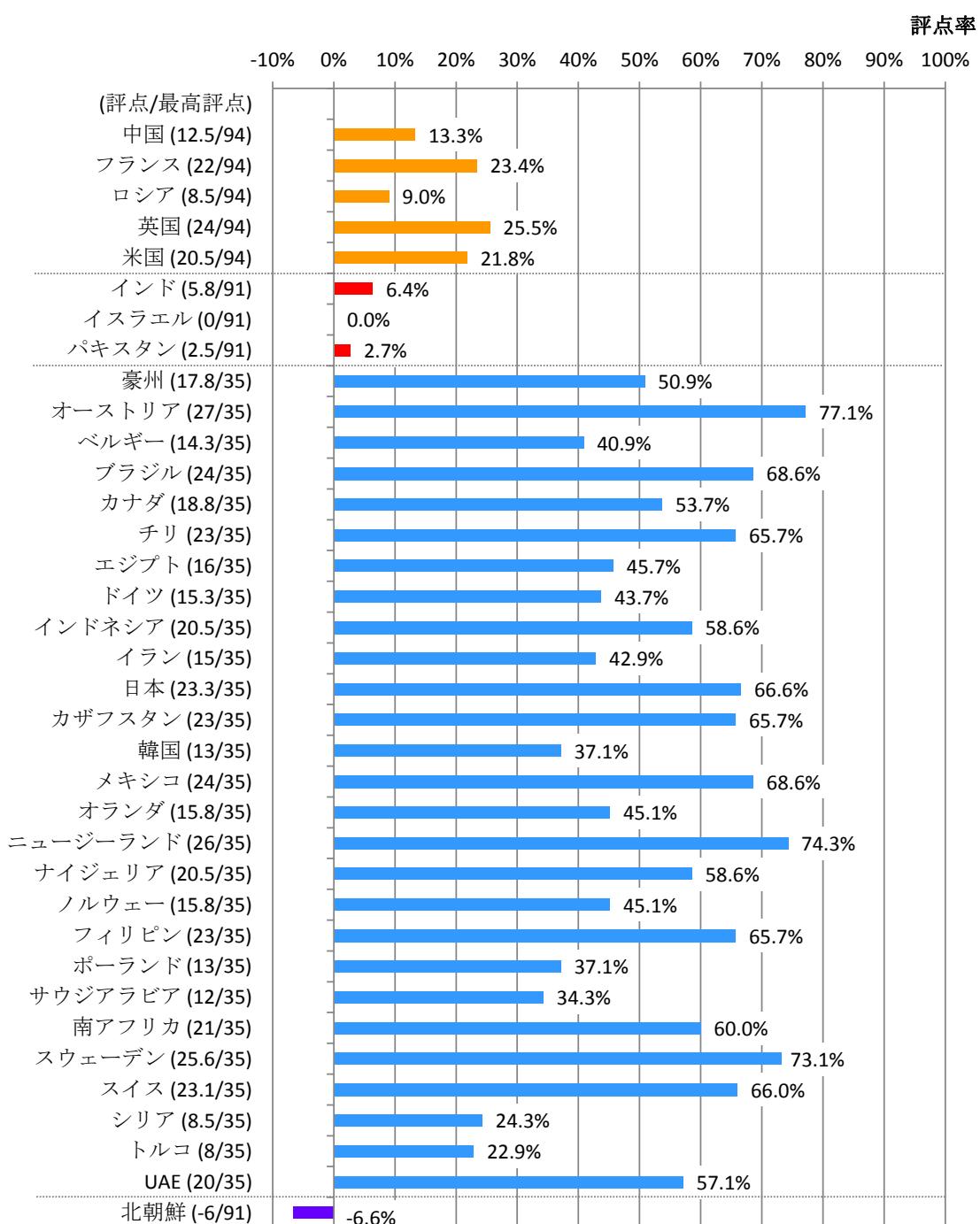
(10) 不可逆性

- 米露は部分的ながら、戦略核運搬手段、核弾頭、余剰核分裂性物質の廃棄や転換を継続している。
- ロシアは米国の対応を批判し、プルトニウム管理・処分協定（PMDA）の履行停止を発表した。

(11) 軍縮・不拡散教育、市民社会との連携

- 日本など西側諸国を中心に軍縮・不拡散教育の実施、あるいは国連総会などのサイドイベントの開催などを通じた市民社会との連携が行われてきた。
- 米国の現職の大統領として初めて、任期最終年のオバマ大統領が広島を訪問した。

核軍縮

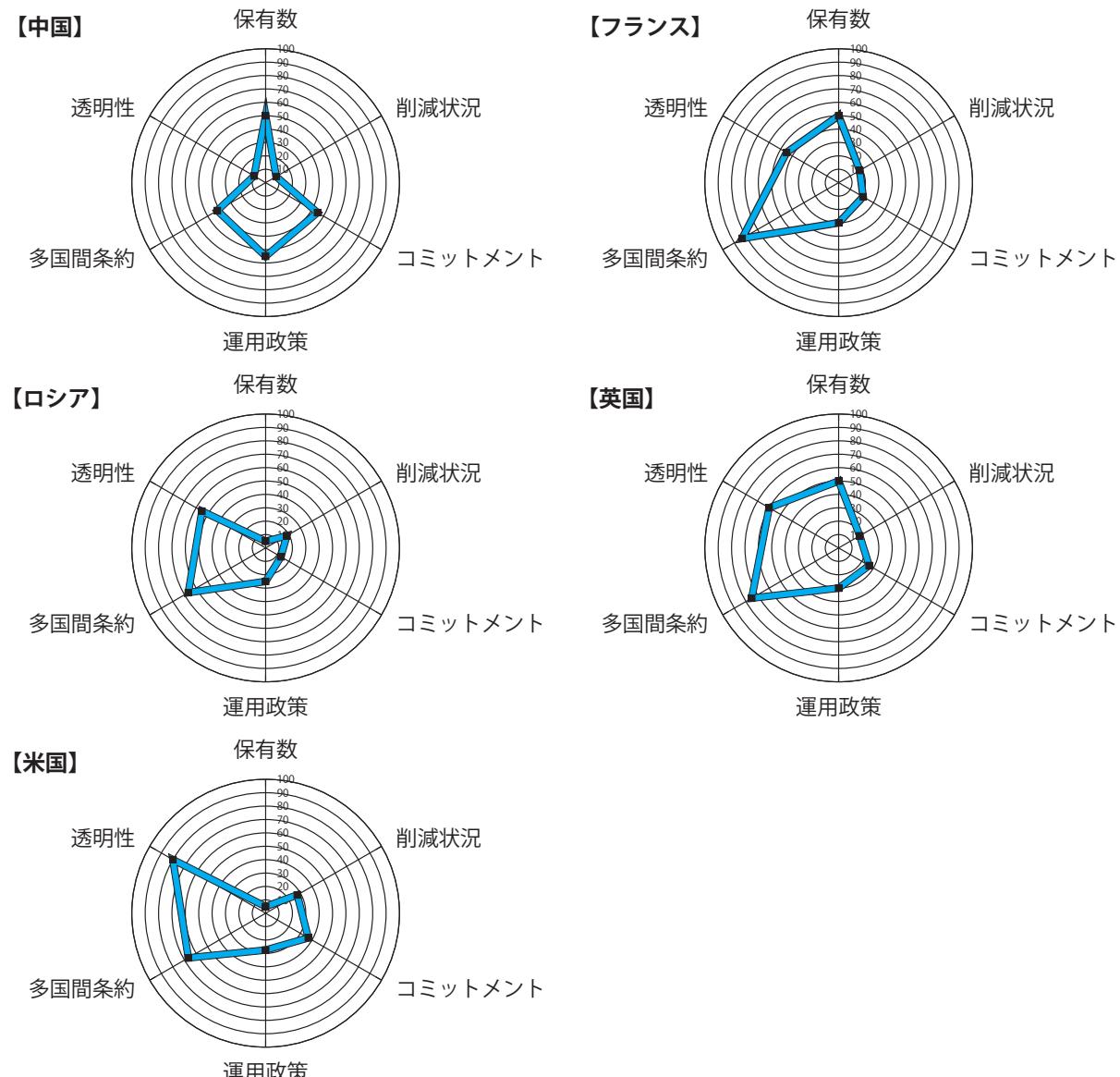


核兵器国による核軍縮の取組状況の6つのポイントによる分析

核軍縮を促進するためには、核兵器国による核兵器の削減や運用政策の変更、核軍縮につながる多国間枠組みへの積極的な関与、「核兵器なき世界」へ向けた取組（コミットメント）の強化、核戦力等に関する透明性の推進が不可欠である。これらのポイントについて各核兵器国の取組状況をレーダーチャートで示すと下記のようになる。中国については、削減への取組及び透明性、フランスについては透明性、ロシア及び米国については核戦力のさらなる削減について改善の余地があると言えよう。英国は、全体的にバランスのとれた形で核軍縮に取り組んでいることが窺える。

【6つのポイントと評価項目の関係】

	6つのポイント	評価項目
i	核兵器保有数	核兵器の保有数
ii	核兵器削減状況	核兵器の削減状況
iii	「核兵器のない世界」に向けた取組 (コミットメント)	核兵器のない世界に向けた取組、 軍縮・不拡散教育・市民社会との連携、 広島の平和記念式典への参列
iv	運用政策	核兵器の役割低減、警戒態勢の緩和
v	関連多国間条約の署名・批准状況、 交渉への対応等	包括的核実験禁止条約 (CTBT)、 兵器用核分裂性物質生産禁止条約 (FMCT)
vi	透明性	透明性、検証措置、不可逆性



2. 核不拡散

NPT の締約国は 191 カ国を数えるものの、核兵器を保有する（と見られる）インド、パキスタン、イスラエルが非核兵器国として NPT に加入する見通しは立っていない。また北朝鮮は、2 度の NPT 脱退表明を行った後、核兵器の保有を公表するとともに、2016 年 1 月に 4 回目、さらに 9 月に 5 回目の核爆発実験を実施した。これに対して、イラン核問題に関する共同包括的行動計画（JCPOA）は、現時点では着実に実施されている。

IAEA 追加議定書を締結し、この下での保障措置を受諾する国も着実に増えており、イランも JCPOA に基づいて同議定書発効までの間の暫定的な適用を受諾している。輸出管理に関しては、原子力供給国グループ（NSG）メンバーは国内体制の整備を含めて概ね着実かつ適切に実施してきた。他方、北朝鮮やイランによる不法取引は依然として続いていると見られる。

（1）核不拡散義務の遵守

- ・北朝鮮は、国連安保理決議などで求められている「NPT への早期の復帰」に応じず、核兵器を放棄しないと言明し、累次の決議に違反して 2016 年には 2 回の核実験及び 20 回以上の弾道ミサイル発射実験を実施した。六者会合の再開も実現していない。
- ・イランと E3/EU+3（5 核兵器国、ドイツ、欧州連合上級代表）が 2015 年 7 月に合意した JCPOA は、2016 年 1 月に「履行日」を迎えた。イランは概ね、その義務を実施している。

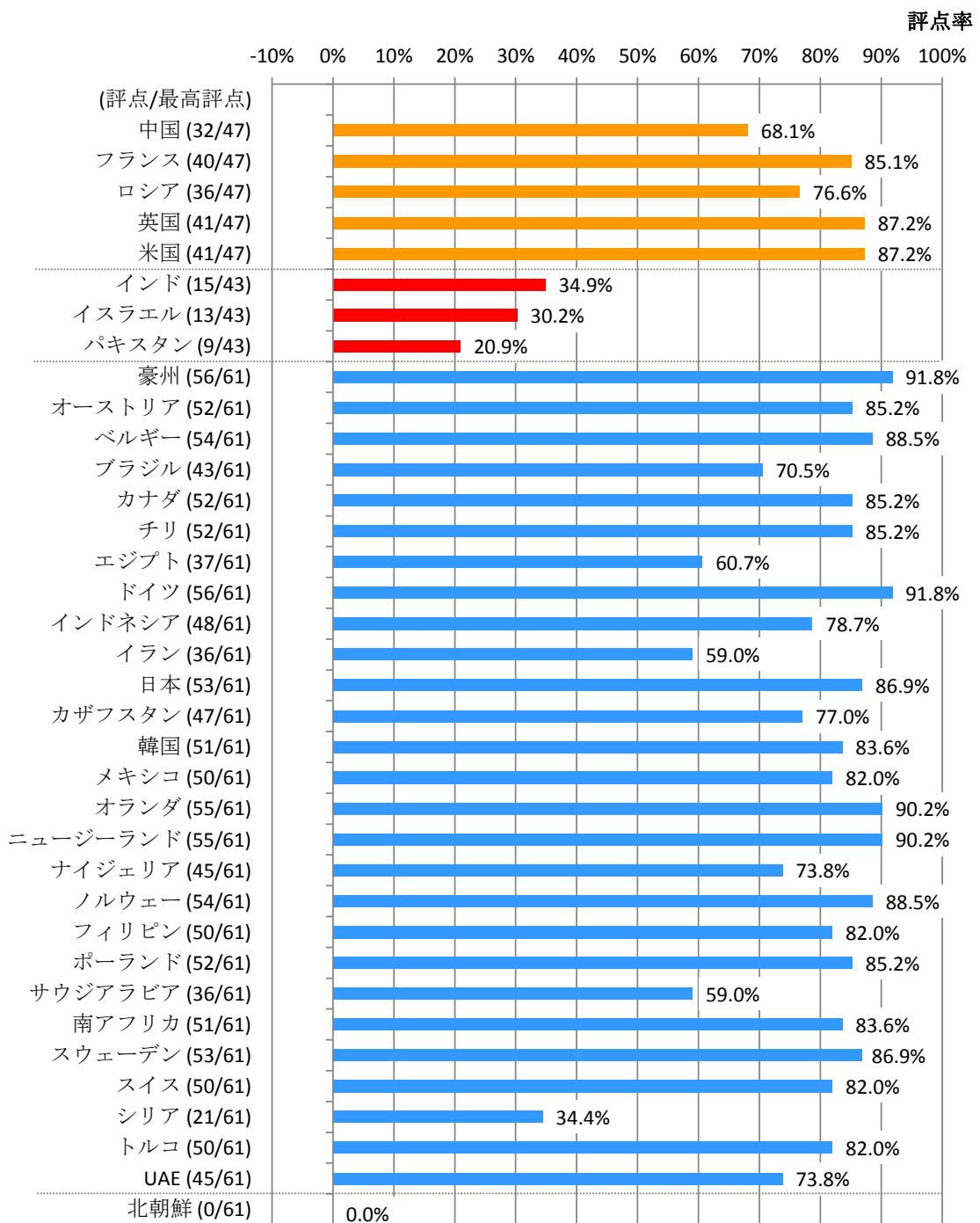
（2）国際原子力機関（IAEA）保障措置

- ・NPT 締約国である非核兵器国のうち、2016 年末時点で 122 カ国が IAEA 保障措置協定追加議定書を批准した。
- ・非同盟運動（NAM）諸国などを中心に、追加議定書による保障措置が NPT 上の義務ではないと主張する国もある。
- ・イランは保障措置協定及び JCPOA の履行に関して IAEA の検証・監視活動を受諾している。また追加議定書の暫定的な適用を受諾し、補完的アクセスも実施された。
- ・IAEA は「国レベルの保障措置概念（SLC）」の検討を続けている。また IAEA は 2015 年に 54 カ国に対して、統合保障措置の下で「国レベルの保障措置アプローチ（SLA）」を実施した。

（3）核関連輸出管理の実施

- ・NSG メンバーは、国内体制の整備を含めて概ね着実かつ適切に輸出管理を実施してきたが、途上国を中心に制度・実施の強化が必要な国も少なくない。
- ・北朝鮮及びイランが、核関連品目などの違法調達・不法取引を継続していると報じられている。
- ・11 月に日印原子力協力協定が署名された。NPT 非締約国であるインドとの民生用原子力協力については、より積極的な推進を目指す国、インドに核軍縮・不拡散に係る一定の明示的な義務の受諾を求める国、あるいは反対する国と立場が分かれている。
- ・中国はパキスタンへの原子炉の輸出を進めているが、NSG ガイドライン違反が指摘されている。

核不拡散



3. 核セキュリティ

核セキュリティを巡る2016年のハイライトは、オバマ米政権のイニシアティブとして最終回となった第4回核セキュリティサミットが3月にワシントンで開催されたことである。各国の取組が「可視化」され、緩やかなバスケット提案として、数々の多国間協力が打ち出されてきた核セキュリティサミットプロセスがこうして終焉を迎えることになつてもなお、各国で核セキュリティ体制の強化に関わる動きが継続していることが注目された。他方、核セキュリティに関する現実の事案として、2016年3月にベルギーで発生した同時テロとの関連で原発テロ未遂事件が顕在化し、核セキュリティに取り組む各国関係者に衝撃を与えた。こうしたなか、12月には今後の多国間での核セキュリティを扱うフォーラムとして、国際原子力機関（IAEA）主催の第2回核セキュリティに関する国際会議がウィーンで開催された。2016年はまさに今後の核セキュリティの展開を占ううえで、節目となる年であったと言えよう。そして、改めて今後の核セキュリティに対する国際構造をどのように構築・維持してゆくかが問われることになっている。

（1）兵器利用可能な核分裂性物質の保有量及び関連する施設・活動

- 調査対象国の多くで核燃料サイクル関連活動が進められている。調査対象国の3分の1を超える国々において、依然として一定の「魅力度」を持つ核分裂性物質が保有されていると推定される。

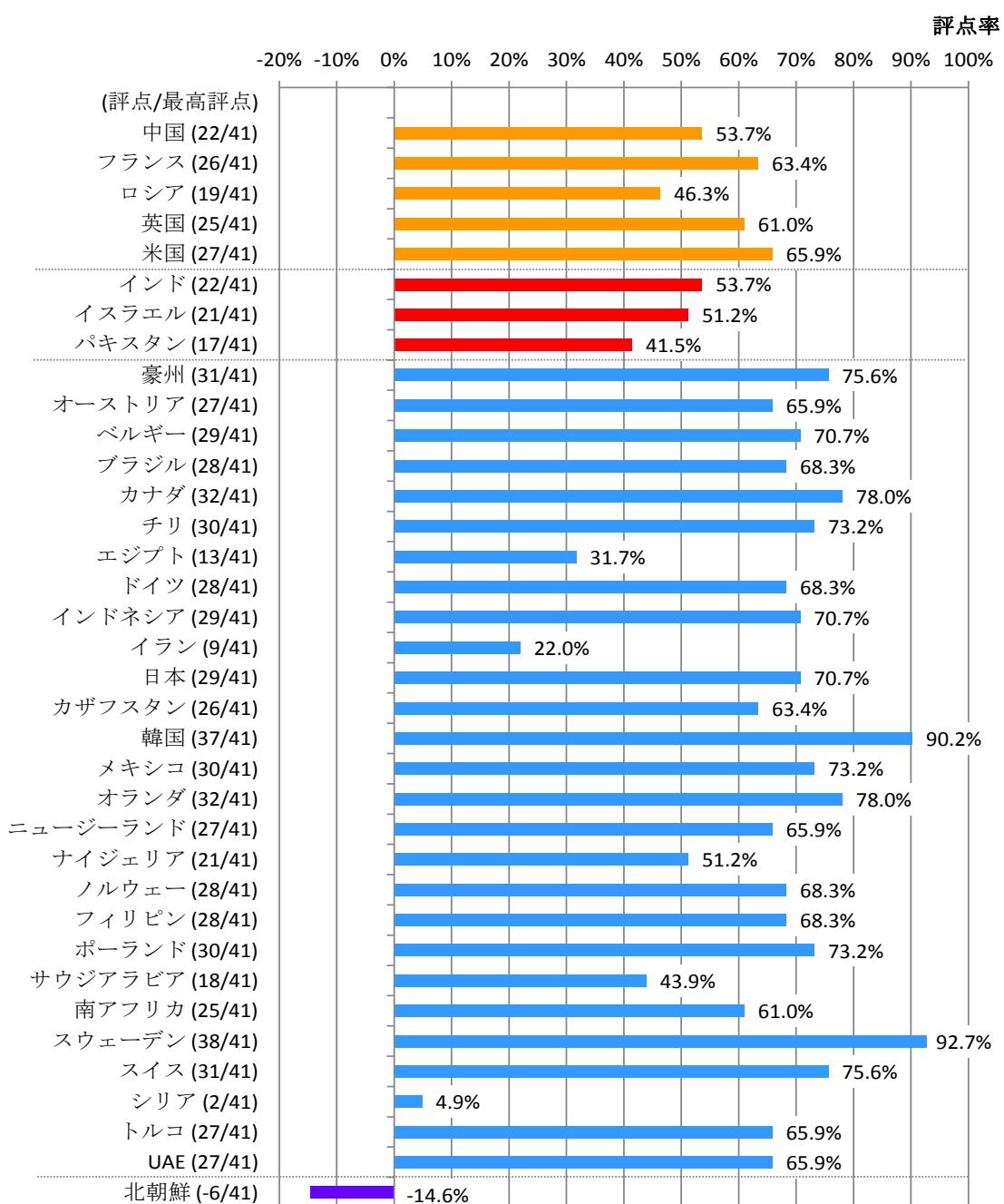
（2）核セキュリティ・原子力安全に係る諸条約などへの加入、国内体制への反映

- 調査対象国の多くが核セキュリティや原子力安全に係る諸条約の大半に加入している一方、イランや北朝鮮、シリアといった国々の加入は進んでいない。
- 改正核物質防護条約が発効し、今後さらに多くの国の署名・批准が求められると同時に、その履行のあり方が問われている。「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」（INFCIRC/225/Rev.5）の実施について、各国からの情報発信は限定的ながらも、多くの場合、継続的に取り組まれていることがうかがわれる。
- 核兵器の拡散が懸念される一部の国は、核セキュリティや原子力安全に係る諸条約への加入、あるいはINFCIRC/225/Rev.5の国内体制への反映が遅れている。こうした国々では積極的に情報開示が行われていないケースもある。核セキュリティサミットプロセスの終焉とともに、こうした国々の取組に関する透明性の低下が懸念される。

（3）核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組

- 民生利用における高濃縮ウラン（HEU）の削減は「グローバル脅威削減イニシアティブ（GTRI）」などの枠組みとともに、成果が現れてきている。
- 「国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）」をはじめとして、IAEAの各種の国際評価ミッション受け入れが、核セキュリティ強化に積極的な調査対象国の間で行われている。また今後、国際評価ミッションを受け入れる意思表示をする国数も増えている。
- 核物質の不法移転に関する国際技術ワーキンググループ（ITWG）や、核テロリズムに対抗するためのグローバルイニシアティブ（GICNT）のもとに設置された核鑑識作業部会（NFWG）が多数のワークショップや机上演習を行い、各国の「核鑑識」に係る能力開発支援を進めている。
- 自国及び地域諸国が核セキュリティに係る様々な訓練を受けることで、その核セキュリティ能力を向上させてゆくことを目的とする中心的拠点（COE）が各国で相次ぎ設立され、その数が年々増大するなか、地域間での協力や核セキュリティ訓練・支援センター国際ネットワーク（NSSC Network）を通じた連携により、ベストプラクティスの共有が進められている。

核セキュリティ



『ひろしまレポート』について——『ひろしまレポート 2017 年版—核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る 2016 年の動向』は、広島県平成 28 年度「ひろしまレポート作成事業」の成果物であり、(公財)日本国際問題研究所軍縮・不拡散促進センターが受託し、調査・執筆を行った。広島県が平成 23 年に策定した「国際平和拠点ひろしま構想」に基づく事業である『ひろしまレポート』は、日本語及び英語で作成され、平成 25 年より毎年刊行され、今回で 5 度目の発表となる。

発行：広島県

〒 730-8511 広島県広島市中区基町 10-52
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/peace/>
chiheiwa@pref.hiroshima.lg.jp

編集：公益財団法人 日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎の門三井ビル 3 階
<http://www.cpdnp.jp/>
cpdnp@cpdnp.jp

ISBN978-4-9909532-4-9